

鹿 児 島 県 公 報

平成26年10月31日（金）第3056号の2



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 鳥獣保護区の区域の変更及び存続期間の更新（※）（自然保護課取扱い） 1
- 鳥獣保護区の存続期間の更新及び区域の表示の変更（※）（自然保護課取扱い） 2
- 鳥獣保護区の存続期間の更新（※）（自然保護課取扱い） 6
- 鳥獣保護区特別保護地区の指定（※）（自然保護課取扱い） 7

告 示

鹿児島県告示第1040号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定により次の表の左欄に掲げる鳥獣保護区の区域を同表の中欄に掲げるとおり変更し、及び同条第7項ただし書の規定により、その存続期間を同表の右欄に掲げるとおり更新する。

平成26年10月31日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

名 称	区 域	存続期間
伊集院城山鳥獣保護区（昭和39年10月26日鹿児島県告示第1050号をもって設定）	日置市伊集院町徳重荒瀬地内における日置市道徳重線と県道鹿児島東市来線との交点を起点とし、同点から同県道を同県道と日置市道坂元線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と旧南薩鉄道鉄道敷地跡との交点方向へ進み同点に至り、同点から同鉄道敷地跡を同鉄道敷地跡と日置市道徳重線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域	平成26年11月1日から平成36年10月31日まで
岳野山鳥獣保護区（昭和49年10月28日鹿児島県告示第1196号をもって設定）	志布志市有明町野井倉地内における志布志市道吉村・山ノ口1号線と志布志市道野吉東・吉村線との交点を起点とし、同点から同市道を同市道と志布志市道野吉線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と志布志市道吉村・中野1号線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と志布志市道猜ヶ宇都・久木迫線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と志布志市道久木迫1号線との南側交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と志布志市道猜ヶ宇都・久木迫線との北側交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と志布志市道猜ヶ宇都・久木迫2号線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と志布志市道山ノ口・鍋2号線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と志布志市道山ノ口・鍋1号線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と志布志市道坪山・高下谷線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と志布志市道吉村・山ノ口1号線との交点方向へ進み同点に至り、同点か	平成26年11月1日から平成36年10月31日まで

	ら同市道を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域	
国割岳鳥獣保護区（昭和59年10月24日鹿児島県告示第1708号をもって設定）	屋久島森林管理署管内国有林2林班い、い1、い2及びい3小班、同3林班い、い1、い2、い3、い4、ハ及びニ小班、同4林班い、い1、い2、い3、ろ、ろ1、ろ2、ろ3、ろ4、は1、は2、に及びに1小班並びに屋久島町所在民有林1林班ア準林班14、15、16、17、18、19、20、21、22、23、24、25、26及び35小班的区域	平成26年11月1日から平成36年10月31日まで

鹿児島県告示第1041号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により次の表の左欄に掲げる鳥獣保護区の存続期間を同表の右欄に掲げるとおり更新し、その区域の表示を同表の中欄に掲げるとおり変更する。

平成26年10月31日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

名 称	区 域	存続期間
池田湖鰻池鳥獣保護区（昭和49年10月28日鹿児島県告示第1196号をもって設定）	指宿市開聞仙田地内における指宿市道鏡池大迫線と県道岩本開聞線との交点を起点とし、同点から同県道を同県道と指宿市道養漁場線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と県道東方池田線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同県道を同県道と農道新永吉線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同農道を同農道と指宿市新永吉から池田湖に至る小川との交点方向へ進み同点に至り、同点から同小川を同小川と池田湖湖岸との交点方向へ進み同点に至り、同点から同湖岸と旧指宿市と旧山川町の境界線との交点とを最短距離で結ぶ同湖岸を同点方向へ進み同点に至り、同点から同境界線を同境界線と鰻池の東側の指宿市山川成川字湯ノ上から同字荒平坂に通ずる里道との交点（標高257.8メートル）方向へ進み同点に至り、同点から同里道を同里道と指宿市道峠線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と指宿市道成川鰻線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と指宿市道森松鰻線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と指宿市道溝口線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と指宿市道丸尾線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と指宿市道大山鷲尾嶽線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と指宿市道利永池底線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と指宿市道林迫線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と指宿市道利永尾下線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と指宿市山川利永字桃木迫と同市山川利永字本茅場の字界線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同字界線を同字界線と旧山川町と旧開聞町の境界線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同点と指宿市道池田湖線と指宿市道上野尾下線との交点を結ぶ直線を同点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と指宿市道上野西木場線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と南薩水利事業ファームポンドとの交点方向へ進み同点に至り、同点から北西の稜線に沿って同稜線と指宿市林道松ヶ迫線との交点方向へ進み同点に至り、同点から	平成26年11月1日から平成36年10月31日まで

	同林道を同林道と指宿市道鏡池大迫線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域	
開聞小学校鳥獣保護区（昭和39年10月26日鹿児島県告示第1050号をもって設定）	指宿市開聞十町地内における県道岩本開聞線と県道大山開聞線との交点を起点とし、同点から同県道を同県道と宮田川右岸との交点方向へ進み同点に至り、同点から同川右岸を国道226号との交点方向へ進み同点に至り、同点から同国道を同国道と指宿市道宮東線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と指宿市道宮後線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と県道岩本開聞線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同県道を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域	平成26年11月1日から平成36年10月31日まで
川辺小学校鳥獣保護区（昭和39年10月26日鹿児島県告示第1050号をもって設定）	南九州市川辺町平山地内における県道鹿児島川辺線と南九州市道天神坊平山下線との交点を起点とし、同点から同市道を同市道と南九州市道野間稲荷町線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と南九州市道平山古殿線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と国道225号との交点方向へ進み同点に至り、同点から同国道を同国道と県道鹿児島川辺線との同市川辺町平山地内における交点方向へ進み同点に至り、同点から同県道を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域	平成26年11月1日から平成36年10月31日まで
高川鳥獣保護区（昭和49年10月28日鹿児島県告示第1196号をもって設定）	出水市下大川内地内における出水市道田原高川線と米之津川左岸との交点（田原橋）を起点とし、同点から同川左岸を同川左岸と高川川右岸との交点方向へ進み同点に至り、同点から同川右岸を同川右岸と高川ダム右岸との交点方向へ進み同点に至り、同点から同ダム右岸を同ダム右岸と出水市道高川右岸線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と出水市道不動野高川線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と高川ダム右岸との交点方向へ進み同点に至り、同点から同ダム右岸を同ダム右岸と池鶴橋との交点方向へ進み同点に至り、同点から同橋を同橋と出水市道不動野高川線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と出水市道田原高川線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域	平成26年11月1日から平成36年10月31日まで
上床鳥獣保護区（昭和49年10月28日鹿児島県告示第1196号をもって設定）	霧島市溝辺町有川地内における県道栗野加治木線と霧島市道北原石原3号線との交点を起点とし、同点から同市道を同市道と国道504号との交点方向へ進み同点に至り、同点から同国道を同国道と霧島市道中野線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と霧島市道麓三縄線との南側交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と国道504号との交点方向へ進み同点に至り、同点から同国道を同国道と霧島市道有川山陵線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と霧島市道石原大河内岡線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と県道栗野加治木線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同県道を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域	平成26年11月1日から平成36年10月31日まで
高隈鳥獣保護区（昭和39年10月26日鹿児島県告示第1050号をもって設定）	鹿屋市上高隈町地内における国道504号と高隈ダム付替道路との交点を起点とし、同点から同付替道路を同付替道路と高隈ダム右岸との交点方向へ進み同点に至り、同点から分水	平成26年11月1日から平成

島 県 告 示 第 1050号をもっ て設定)	嶺に沿って標高409メートルの三等三角点女鹿野方向へ進み同三角点に至り，同三角点から分水嶺に沿って石照神社方向へ進み同神社に至り，同神社から鹿屋市道古園井手線へ通ずる歩道を同歩道と同市道との交点方向へ進み同点に至り，同点から同市道を同市道と鹿屋市道柏木公民館線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同市道を同市道と県道垂水南之郷線との北側交点方向へ進み同点に至り，同点から同県道を同県道と国道504号との交点方向へ進み同点に至り，同点から同国道を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域	36年10月 31日まで
大川原峡鳥獣 保護区（昭和 49年10月28日 鹿児島県告示 第1196号をも って設定）	曾於市財部町下財部地内における県道都城隼人線と県道馬渡大川原線との交点を起点とし，同点から同県道を同県道上に設置してある大川原峡鳥獣保護区1号境界柱設置点方向へ進み同設置点に至り，同設置点から県道馬渡大川原線から大隅森林管理署国有林1119林班へ小班に至る里道を同里道と同国有林1119林班と曾於市民有林59林班との境界線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同境界線を同国有林1119林班へ小班，同国有林1120林班ろ1小班及び同民有林59林班の三方界方向へ進み同三方界に至り，同三方界から同国有林1119林班と同国有林1120林班との境界線を同国有林1119林班に1小班，同国有林1120林班ろ1小班及び同民有林59林班の三方界方向へ進み同三方界に至り，同三方界から同国有林1120林班と同民有林59林班との境界線を同国有林1119林班よ小班，同国有林1120林班に小班及び同民有林59林班の三方界方向へ進み同三方界に至り，同三方界から同国有林1119林班と同国有林1120林班との境界線を同国有林1119林班ね小班，同国有林1120林班ち1小班及び同民有林59林班の三方界方向へ進み同三方界に至り，同三方界から同国有林1119林班と同民有林59林班との境界線を同国有林1118林班，同国有林1119林班及び同民有林59林班の三方界方向へ進み同三方界に至り，同三方界から同国有林1118林班と同民有林59林班との境界線を同国有林1118林班，同国有林1121林班及び同民有林59林班の三方界方向へ進み同三方界に至り，同三方界から同国有林1117林班及び1118林班の区域と同国有林1121林班，1122林班及び同民有林61林班の区域との境界線を同境界線と曾於市と霧島市との境界線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同境界線を曾於市，霧島市及び宮崎県都城市の三方界方向へ進み同三方界に至り，同三方界から曾於市と宮崎県都城市との境界線を同境界線と曾於市道高塚線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同市道を同市道と曾於市道閉山田・踊橋線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同市道を同市道と曾於市林道第3谷ヶ峯線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同林道を同林道と曾於市道谷ヶ峯線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同市道を同市道と曾於市道馬水・高塚線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同市道を同市道と県道都城隼人線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同県道を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域	平成26年 11月1日 から平成 36年10月 31日まで
財部城山鳥獣 保護区（昭和 49年10月28日	曾於市財部町下財部地内における曾於市道流合川内線と県道都城隼人線との交点を起点とし，同点から同県道を同県道と県道塚脇財部線との交点方向へ進み同点に至り，同点から	平成26年 11月1日 から平成

鹿児島県告示第1196号をもって設定)	同県道を同県道と曾於市道横馬場前玉線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と曾於市道元町線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と曾於市道城山前玉線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と曾於市道日光神線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と曾於市道水の手・桜並木線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と県道都城隼人線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同県道を同県道と曾於市道水の手・仏性院線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道とJR日豊本線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同JR線を同JR線と曾於市道流合川内線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域	36年10月31日まで
熊野鳥獣保護区（昭和39年10月26日鹿児島県告示第1050号をもって設定）	熊毛郡中種子町坂井地内における県道西之表南種子線と南大渡瀬川右岸との交点を起点とし、同点から同川右岸を同川右岸と海岸線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同点と熊野神社裏の突端とを最短距離で結ぶ海岸線を同突端方向へ進み同突端に至り、同突端から高島、ショウガ瀬の全島を取り囲み浜田漁港の東側の突端（通称カタセ）までを順次直線で結び同突端に至り、同突端から同突端と海岸線と同漁港の区域（昭和28年農林省告示第100号をもって指定）との北側の交点とを最短距離で結ぶ海岸線を同点方向へ進み同点に至り、同点から同区域と同区域以外の区域との境界線を同境界線と同漁港の私道との交点方向へ進み同点に至り、同点から同私道を同私道と南種子町道西之町浜田線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同町道を同町道と県道西之表南種子線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同県道を同県道と大浦川左岸との交点方向へ進み同点に至り、同点から同川左岸を同川左岸と南種子町と中種子町の境界線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同境界線を同境界線と南種子町道長谷大浦線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同町道を同町道と南種子町農道長宇都線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同農道を同農道と屋久島森林管理署国有林1119林班と民有地との境界線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同境界線を中種子町民有林101林班、102林班及び103林班の三方界方向へ進み同三方界に至り、同三方界から同民有林101林班と同民有林103林班との境界線を同民有林100林班、101林班及び103林班の三方界方向へ進み同三方界に至り、同三方界から同民有林100林班と同民有林101林班との境界線を同境界線と中種子町農道別府内之原線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同農道を同農道と同農道から塩谷へ通ずる歩道との交点方向へ進み同点に至り、同点から同歩道を同歩道と中種子町道坂井熊野線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同町道を同町道と県道西之表南種子線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同県道を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域から中種子町大字坂井字乗濱5946番地3、5946番地5、5946番地14、5946番地21、5946番地71、5946番地72及び5946番地73並びに同町大字坂井字勘取6007番地1を除いた区域	平成26年11月1日から平成36年10月31日まで

内海公園鳥獣保護区（平成6年10月31日鹿児島県告示第1752号をもって設定）	奄美市住用町東城地内における奄美市木工工芸センター前の国道58号と奄美市道三太郎線との交点を起点とし、同点から同国道をマングローブ観察園と奄美インフラテック株式会社の敷地境界線と同国道との交点方向へ進み同点に至り、同点から同境界線を同境界線と海岸線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同点と奄美市所在民有林51林班キの22小班と28小班の境界線と海岸線との交点を結ぶ直線を同点方向へ進み同点に至り、同点から海岸線と川内川右岸との交点とを最短距離で結ぶ海岸線を同点方向へ進み同点に至り、同点から同川右岸を同川右岸と国道58号との交点（新見里橋）方向へ進み同点に至り、同点から同国道を同国道と東城小中学校と農林産物加工センターの敷地境界線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同境界線を同境界線と奄美市道三太郎線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同村道を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域並びに三太郎トンネル開通記念公園敷地（奄美市住用町大字城字阿里608番地3号）及びへご観察園敷地（同市住用町大字見里字赤崎607番地及び641番地）の区域	平成26年11月1日から平成36年10月31日まで
---	--	---------------------------

鹿児島県告示第1042号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により、次の表の左欄に掲げる鳥獣保護区の存続期間を同表の右欄に掲げるとおり更新する。

平成26年10月31日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

名 称	存 続 期 間
花尾鳥獣保護区（昭和39年10月26日鹿児島県告示第1050号をもって設定）	平成26年11月1日から平成36年10月31日まで
城山鳥獣保護区（昭和39年10月26日鹿児島県告示第1050号をもって設定）	平成26年11月1日から平成36年10月31日まで
慈眼寺鳥獣保護区（昭和39年10月26日鹿児島県告示第1050号をもって設定）	平成26年11月1日から平成36年10月31日まで
十島鳥獣保護区（昭和49年10月28日鹿児島県告示第1196号をもって設定）	平成26年11月1日から平成36年10月31日まで
新田神社鳥獣保護区（昭和39年10月26日鹿児島県告示第1050号をもって設定）	平成26年11月1日から平成36年10月31日まで
清浦ダム鳥獣保護区（昭和49年10月28日鹿児島県告示第1196号をもって設定）	平成26年11月1日から平成36年10月31日まで
鹿島南鳥獣保護区（平成6年10月31日鹿児島県告示第1752号をもって設定）	平成26年11月1日から平成36年10月31日まで
北田鳥獣保護区（昭和39年10月26日鹿児島県告示第1050号をもって設定）	平成26年11月1日から平成36年10月31日まで
馬毛島鳥獣保護区（昭和61年10月31日鹿児島県告示第1836号をもって設定）	平成26年11月1日から平成27年10月31日まで
白谷鳥獣保護区（昭和59年10月24日鹿児島県告示第1708号をもって設定）	平成26年11月1日から平成36年10月31日まで
花之江河鳥獣保護区（昭和59年10月24日鹿児島県告示第1708号をもって設定）	平成26年11月1日から平成36年10月31日まで
住用鳥獣保護区（昭和59年10月24日鹿児島県告示第1708号をもって設定）	平成26年11月1日から平成36年10月31日まで

八津野鳥獣保護区（昭和59年10月24日鹿児島県告示第1708号を
もって設定）

平成26年11月1日から
平成36年10月31日まで

鹿児島県告示第1043号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定により，国割岳鳥獣保護区（昭和59年10月24日鹿児島県告示第1708号をもって設定）の区域内に次のとおり特別保護地区を指定する。

平成26年10月31日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

名 称	区 域	存続期間
国割岳鳥獣保護区特別保護地区	屋久島森林管理署管内国有林2林班い，い ₁ ，い ₂ 及びい ₃ 小班，同3林班い，い ₁ ，い ₂ ，い ₃ ，い ₄ ，ハ及びニ小班，同4林班い，い ₁ ，い ₂ ，い ₃ ，ろ，ろ ₁ ，ろ ₂ ，ろ ₃ ，ろ ₄ ，は ₁ ，は ₂ ，に及びに ₁ 小班並びに屋久島町所在民有林1林班ア準林班14，15，16，17，18，19，20，21，22，23，24，25，26及び35小班的区域	平成26年11月1日から平成36年10月31日まで